

別表十四（二）付表二の記載の仕方

1 この明細書は、公益社団法人又は公益財団法人が令和7年4月1日以後に開始する事業年度において令第73条の2第1項（公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「公益充実活動等ごとの当期積立基準額等の明細」の各欄の記載に当たっては、次によります。

(1) 当該事業年度が当該公益充実活動等（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第23条第1項第1号《公益充実資金》）に規定する公益充実活動等をいいます。(2)において同じ

です。)の同項第2号イに掲げる実施時期の開始の日の前日の属する事業年度(2)において「最終積立年度」といいます。)である場合にあっては、

「 $\frac{\text{当該事業年度の月数の欄}}{\text{当該事業年度開始の日から実施時期開始日の前日までの月数}}$ 23」の欄は、

「 $\frac{\text{当該事業年度開始の日から実施時期開始日の前日までの月数}}{\text{当該事業年度開始の日から実施時期開始日の前日までの月数}}$ 23」として記載します。

(2) 当該事業年度が最終積立年度後の事業年度である場合にあっては、「公益充実活動等ごとの当期積立基準額等の明細」の各欄（当該公益充実活動等に係る部分に限ります。）は、記載を要しません。